

# 定 款

 高砂熱学工業株式会社

# 定款

## 総則

### 第1条（商号）

当会社は、高砂熱学工業株式会社と称し、英文ではTakasago Thermal Engineering Co., Ltdと表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一. 冷暖房、換気、衛生、水道、乾燥、蒸発、燃焼、冷凍、製氷、温湿度調整装置及び一般熱交換装置の設計、監督、工事並びに保守管理
- 二. 電気、土木及び建築の設計、監督、工事並びに保守管理
- 三. 省エネルギー及び環境対策に関するコンサルティング、サービス
- 四. 機械、器具、諸材料の設計、製作、輸出入、売買及び仲介
- 五. 温室効果ガス排出権の取引に関する事業
- 六. 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
- 七. 労働者派遣事業
- 八. 警備事業、清掃事業
- 九. エネルギー供給事業、発電事業
- 十. 水処理事業
- 十一. 前各号の事業に付帯関連する事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 一. 取締役会
- 二. 監査役
- 三. 監査役会
- 四. 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由

によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 一. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 二. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 三. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（新株予約権無償割当に関する事項）

1. 当会社は、新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。
2. 当会社は、前項に基づき買収防衛策の一環として新株予約権無償割当に関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次に掲げる事項を定めることができる。
  - 一. 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を使用することができないこと
  - 二. 当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

### **第11条（株主名簿管理人）**

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### **第12条（株式取扱規則）**

当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

## **第3章 株主総会**

### **第13条（定時株主総会及び臨時株主総会）**

1. 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
2. 臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。

### **第14条（定時株主総会の基準日）**

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### **第15条（招集権者及び議長）**

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により定められた順序に従い他の取締役がこれに当たる。

### **第16条（決議の方法）**

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつてする。

### **第17条（議決権の代理行使）**

1. 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しな

ければならない。

#### 第18条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条（員数）

当会社に12名以内の取締役を置く。

#### 第20条（選任）

1. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

#### 第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日より2日前に発することができる。

#### 第23条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第24条（代表取締役等）

1. 取締役会の決議により、取締役のうちより代表取締役を若干名選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。

#### 第25条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であ

る者を除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

### 第26条（員数）

当会社に5名以内の監査役を置く。

### 第27条（選任）

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

### 第28条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

### 第29条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日より2日前に発することができる。

### 第30条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### 第31条（選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第32条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### **第33条（会計監査人の責任免除）**

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## **第7章 計算**

#### **第34条（事業年度）**

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### **第35条（剰余金配当）**

剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

#### **第36条（中間配当）**

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当をすることができる。

#### **第37条（配当の除斥期間）**

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して3年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

## **附則**

#### **(実施期日)**

この定款は、2022年6月21日から改正実施する。

#### **(電子提供に関する経過措置)**

1. 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日

- (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
  3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### 制定・改正履歴

新規制定日	1923.11.16
改正履歴	1982.06.29
	1989.06.29
	1991.06.27
	1994.06.29
	1998.06.26
	2002.06.27
	2003.06.27
	2004.06.29
	2006.06.29
	2008.06.27
	2009.06.26
	2009.09.25
	2011.06.29
	2013.06.27
	2014.06.27
	2015.06.26
	2022.06.21